

## 第5章

# 文化財の保存・活用の将来像と 基本方針

偕楽園記碑（常磐町） 偕楽園開設の精神を刻んだ名碑です。



## 第5章

# 文化財の保存・活用の将来像と基本方針

第5章では、文化財の保存・活用の将来像とそれを実現するための基本方針を定めます。

## 1 将来像

「水戸市第7次総合計画ーみと魁・Nextプラン」では、将来にわたって発展し、暮らしたいと思える都市を実現するため、目指す将来都市像を「こども育む 暮らし楽しむ みらいに躍動する魁のまち・水戸」と定めています。

地域計画でも、総合計画に定めた将来都市像の実現に向け、本市の文化財の保存・活用の将来像を次のように定めます。

文化財を<sup>とも</sup>に楽しみ、<sup>とも</sup>に伝える  
 ～歴史文化を生かした<sup>さきがけ</sup>魁のまちづくり～

### 解説 将来像に込めた意味

#### 主題 文化財を偕に楽しみ、偕に伝える

1842（天保13）年、水戸藩第9代藩主の徳川斉昭は、弘道館と一対の施設として偕楽園を開設しました。園名を「偕楽」とした理由について、斉昭は開園の趣旨を記した「偕楽園記」に、「藩内の多くの者ととともに楽しみを同じくするという本意である」と記しています。（→102ページ）

また斉昭は、「楽」の語に、「単なる娯楽にとどまらず、仕事・学業と休養をバランスよく取り入れることにより、豊かな心を育み、充実した生活を送ってほしい」という意思を込めていました。

将来像の主題「文化財を偕に楽しみ、偕に伝える」には、こうした「偕楽」の精神を踏まえ、市民とともに、地域総がかりで文化財を活用し（偕に楽しみ）、保存する（偕に伝える）という意味が込められています。

#### 副題 歴史文化を生かした魁のまちづくり

斉昭は弘道館に咲く梅を眺め、「雪裡春を占む天下の魁」という漢詩を詠み、他のものを先んずる精神を表す「魁」を強調しました（→102ページ）。

「魁」は、2014（平成26）年に策定された水戸市第6次総合計画の副題である「みと魁プラン」に用いられるなど、本市の都市づくりの精神を象徴する漢字として長く市民に愛されてきました。そして、「魁」は2024（令和6）年度にスタートした第7次総合計画の副題にも「みと魁・Nextプラン」として引き継がれ、先進的な発展をリードする本市の未来を象徴する漢字となっています。

将来像の副題「歴史文化を生かした魁のまちづくり」には、歴史文化を生かしながら、「魁」に象徴される本市のまちづくりに貢献していくという意味が込められています。



## 2 基本方針

前節で定めた将来像「文化財を偕に楽しみ、偕に伝える～歴史文化を生かした魁のまちづくり～」を実現するための基本方針として、「調査・研究・発信」、「保存」、「活用」、「人づくり」及び「推進体制」の五つの項目を設定します。将来像と各項目の関係は図5-1のとおりです。

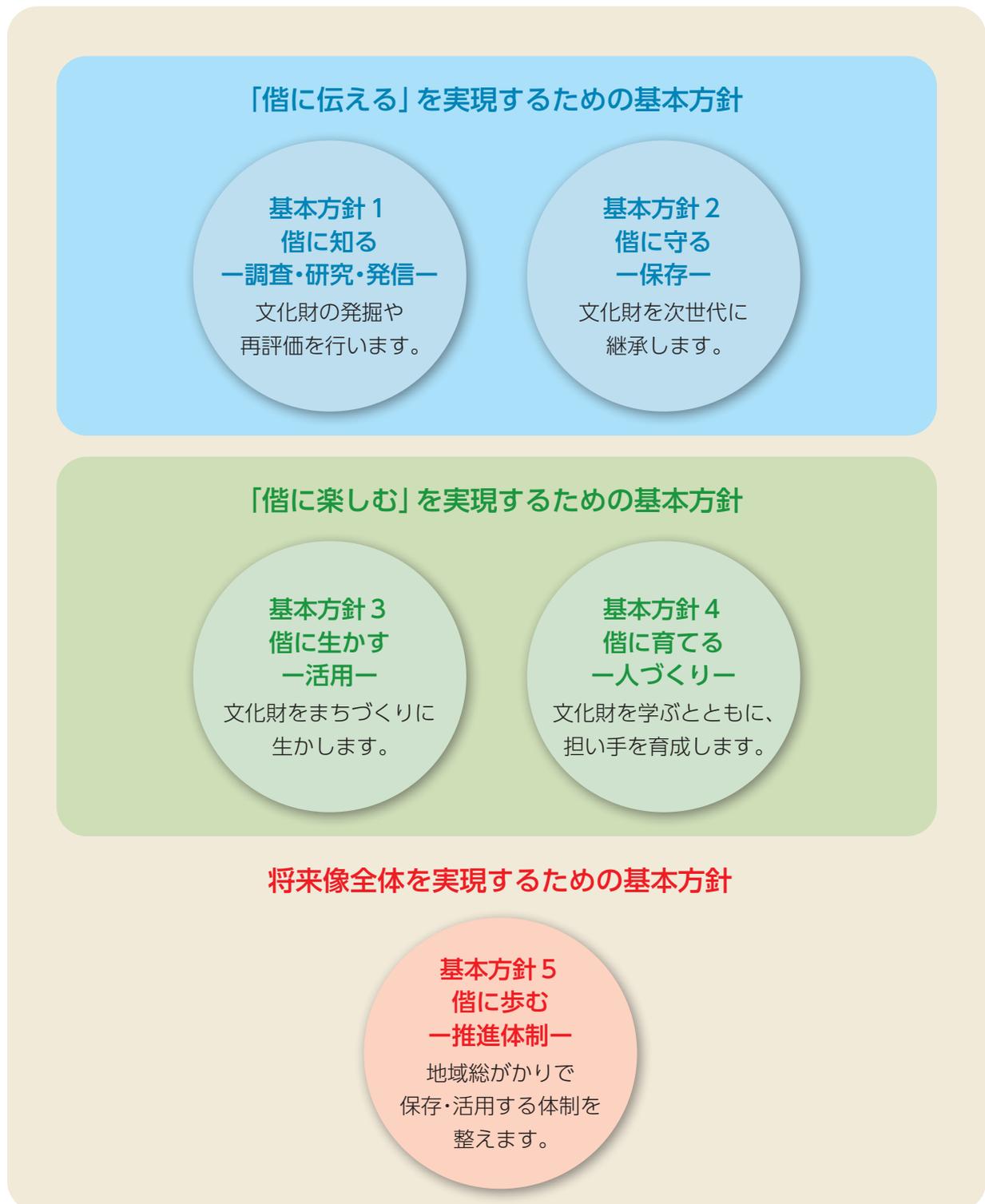


図5-1 将来像と基本方針の関係



### コラム 偕楽園記

偕楽園記は、徳川齊昭が偕楽園開設の精神を明示した、約600字の自撰・自筆の文章です。偕楽園開設の3年前に当たる1839（天保10）年に発表されました。

「天に日月あり。地に山川あり。万物を曲成して遺さず。」（天上には日と月があり、地上には山と川がある。自然は万物をこのように一つ一つ細かく完全に造り出している。）で始まるこの文章は、齊昭が宇宙観や人生観といった広大な思想に基づいて、偕楽園の構想を練ったことが分かる名文です。

偕楽園記は高さ2.5メートルの大型の自然石に刻まれ、「偕楽園記碑」として偕楽園内に現存しています（→99ページ）。弘道館に建つ「弘道館記碑」と並び、水戸を代表する石造物です。



偕楽園記碑拓本(弘道館事務所所蔵)

偕楽園記碑は、曲面の多い自然石でできており、文体は流麗な篆書体で書かれています。さらに碑文の周囲には梅樹が描かれています。こうした柔らかで優しいデザインは、庭園の景観に見事に溶け込んでいます。



偕楽園記の暗誦

市立五軒小学校では、児童が偕楽園記碑を暗誦し、梅まつりなどで披露する取組を行っています。

### コラム 弘道館に梅花を賞す

弘道館の梅を詠んだ漢詩の中で、最も有名な作品です。齊昭は春に先駆けて咲く梅を弘道館の学生や学びに投影しました。水戸から日本をリードする人材を育てようとする、齊昭の情熱の強さを感じることができます。

#### 読み下し文と現代語訳

弘道館中千樹の梅（弘道館の中には千本の梅の木があり、）

清香馥郁十分に開く（満開に咲き誇り、清らかなよい香りがただよっている。）

好文豈威武無しと謂わんや（こうした梅にどうして勢いが無いと言えようか。）

雪裡春を占む天下の魁（梅は雪の降る中、天下にさきがけて開花し、春を独占する花なのだ。）

## 第6章

# 文化財の保存・活用に関する 現状・課題・基本施策



2019（令和元）年の那珂川水系の氾濫

災害は住民の生活はもとより、代々伝えられた文化財に大きな被害をもたらします。



## 第6章

# 文化財の保存・活用に関する現状・課題・基本施策

第5章で定めた将来像を実現するに当たって、何が課題となっていて、その課題を踏まえてどのような考え方で保存・活用をしていけばよいのでしょうか。

第6章では、将来像に向けての現状と課題、及び基本施策を整理します。

## 1 文化財の保存・活用に関する現状と課題

### (1) 基本方針1「偕に知る－調査・研究・発信－」に関する現状と課題

価値ある文化財を調査・研究し、市民と共有していく必要があります。

#### ① 未指定文化財について

未指定文化財については、第4章で整理したように（→94ページ）、有形文化財（歴史資料を除く。）、記念物、埋蔵文化財、行事・イベント、特産品、戦争の記憶、民話・伝説、水戸の景観は把握が進んでいる一方、歴史資料、無形文化財、民俗文化財、石造物等の把握が相対的に少ない状況にあります。そのため、把握が少ない類型の文化財を中心に、未指定文化財の調査を継続していく必要があります。

#### ② 民間所在資料について

古文書や古写真は、民家の押し入れや蔵などに長年しまわれたまま、所有者も把握しきれしていないことが多く、また、家財整理等により廃棄されてしまう可能性も高い文化財です。そのため、こうした民間所在資料の所在確認を継続して進めていく必要があります。

#### ③ 埋蔵文化財について

埋蔵文化財の調査については、文化財保護法第93条に規定されている、開発に伴う届出件数が年間200件前後に達しており、それに伴う試掘・確認調査件数も年間100件前後に達しています。これらの数字は、県内市町村の総件数のおおむね4分の1に相当し、県内における本市の届出件数・調査件数は突出して高い状況にあります。こうした状況に対応するため、埋蔵文化財の室内整理にかかる人員を割り、現地調査を優先させるなどの措置を講じざるを得ず、現地調査と室内整理のバランスに不均衡が生じ、本市ではこれまでその是正に努めてきました。

室内整理は、現地調査で記録した図面や写真、出土した遺物を整理し、発掘調査報告書としてまとめる作業で、調査成果を市民に発信していく上で欠かすことのできない大切な作業です。そのため、現地調査と室内整理について、適正なバランスにより着実に調査・研究を進めていく必要があります。

#### ④ 博物館資料について

博物館は、施設だけでは魅力を発信できません。施設に収蔵・展示されている資料が、博



博物館の主役と言えます。そのため、本市の歴史や文化、自然に関する資料を収集・調査・研究していくことが、博物館の魅力を高める大切な基盤となります。

本市では、市立博物館に所蔵されている市指定文化財「石河明善日記」を翻刻・刊行するなど、重要な歴史資料の調査・研究・発信を続けてきました。今後も博物館において、こうした歴史資料の翻刻をはじめ、資料の収集・調査・研究を進め、活用につなげていく必要があります。

#### ⑤ 天然記念物について

市指定天然記念物「ヒカリモ」をはじめとする、市内に生息する動植物の保全・活用に向けては、個々の動植物に適応した自然環境のモニタリングが欠かせません。そのため、定期的な調査・研究により、生息環境をモニタリングしていく必要があります。

近世日本の教育遺産群の価値を調査・研究し、市民に発信していく必要があります。

#### ⑥ 近世日本の教育遺産群の世界遺産登録について

「近世日本の教育遺産群」は、本市に所在する弘道館・偕楽園、足利学校（足利市）、閑谷学校（備前市）及び咸宜園・豆田町（日田市）の4県4市にまたがる複数の資産を「教育遺産群」として一括して評価する文化財で、日本遺産に認定されています（→68ページ）。

これを世界遺産に登録することは、文化財の知名度を飛躍的に高めるとともに、保存・活用の際に多くの効果を生み出すことが期待できます。

そのため、世界遺産登録の要件である顕著な普遍的価値<sup>1</sup>を証明するための調査・研究を進めていく必要があります。

時代に適応した効果的な情報発信を推進する必要があります。

#### ⑦ WEB<sup>2</sup>による情報発信について

本市のホームページでは、文化財に関連する情報を日々更新しており、過去の情報を含めると、多量の情報が蓄積されています。こうした文化財関連情報は、インターネットが普及している今日において、情報発信に欠かせないものです。

一方、情報量が多いことから、知りたい情報をすぐに見つけにくい状況が生じることがあります。ホームページから知りたい情報にすぐにアクセスできるよう、サイトマップを適宜見直し、分かりやすいホームページにしていく必要があります。

<sup>1</sup>顕著な普遍的価値（Outstanding Universal Value）：世界遺産の登録要件で、OUVと略されます。具体的には「世界遺産条約履行のための作業指針」が示す10個の登録基準のうち、いずれか一つに該当すればOUVが認められ、世界遺産に登録されます。

<sup>2</sup>WEB：World Wide Webの略称です。インターネット上の文字や画像、動画などの閲覧を可能にするサービスのことで、代表的なサービスにホームページやSNSがあります。



また、普及が著しいSNS<sup>3</sup>や「全国遺跡報告書総覧」をはじめとする全国データベースシステムなど、WEBを活用した情報発信は目覚ましい速度で発達していることから、時代に適した情報発信方法を適宜収集し、推進していく必要があります。

⑧ 印刷物、講演等による情報発信について

WEB上での情報発信が発達する一方、ガイドブック、パンフレット、報告書等の印刷物や講演等による情報発信も根強い人気があります。こうした従来型の情報発信も継続して推進し、多様な情報発信の要望に応えていく必要があります。

⑨ 説明板等について

文化財の魅力を伝えるためには、実際に来て、見ることの効果は非常に大きいものがあり、現地に立つ説明板、標柱、サイン等は、理解の促進に欠かすことのできないものです。一方、市内の指定等文化財の中で、案内板を設置していないものがあり、また、既設の説明板の老朽化も進行しています。そのため、説明板等の新設や修繕を進めていく必要があります。

⑩ 多言語化について

訪日外国人の増加を踏まえ、外国人に文化財に魅力を感じてもらう取組が全国的に求められています。本市においても、説明板等やパンフレットの多言語化を推進し、外国人観光客の受け入れ体制の強化を図っていく必要があります。

(2) 基本方針2「偕に守る－保存－」に関する現状と課題

文化財を指定・認定し、保存を図っていく必要があります。

① 指定等文化財の拡充について

市内には、指定等にふさわしい未指定文化財が多く存在しています。こうした文化財について、指定等による保存を図っていく必要があります。

特に、市独自の認定制度である地域文化財及び国登録文化財は、現状変更等の制限が緩やかで、文化財所有者にとっても理解されやすい制度である一方で、指定文化財に比べると件数が少ないことから、制度を積極的に活用していく必要があります。

水戸ならではの歴史・自然景観を将来の世代に伝えていく必要があります。

② 景観について

文化財を取り巻く歴史・自然景観は、文化財の価値と密接に関わっています。しかしながら、こうした景観は開発等によって失われやすい性格を有していることから、保全・形成を図っていくことは重要な課題の一つです。

<sup>3</sup>SNS：Social Networking Serviceの略です。登録された利用者同士が交流できる、インターネットを利用した会員制サービスのことです。



### 民間所在資料の調査

民家や地域のお堂などには、未調査の文化財が所在しています。こうした民間所在資料の確認を進めていく必要があります。  
※写真:江川観音堂(内原町)の絵馬調査

### 埋蔵文化財の調査

埋蔵文化財は、現地調査はもとより、室内整理も大切な作業です。現地調査と室内整理の適切なバランスを図っていく必要があります。  
※写真:埋蔵文化財センターの室内整理作業



### 動植物の生息環境調査

動植物は環境の変化に敏感なため、生息環境を定期的にモニタリングし、生息状況を把握していく必要があります。  
※写真:市指定天然記念物ヒカリモ(備前町)の調査



### 世界遺産登録の調査・研究

世界遺産登録に向けては国際的視野からの学術的検討を重ね、顕著な普遍的価値を証明していく必要があります。  
※写真:教育遺産世界遺産登録推進協議会専門部会



### 全国データベースシステム「全国遺跡報告総覧」

市が運営するホームページやSNSのほか「全国遺跡報告総覧」等の全国データベースシステムを活用し、幅広い情報発信を推進していく必要があります。

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

資料



③ 水戸城土塁（法面）について

水戸城大手門・二の丸角櫓・土塀直下の土塁は、崩落防止のためのコンクリート法枠がむき出しとなっており、歴史的景観を損ねている部分が見られます。

また、法枠施工がなされていない部分は崩落の危険性が生じており、急傾斜地崩壊対策を講じ、住民の安全確保を図ることが急務となっています。

そのため、急傾斜地崩壊対策と歴史的景観の維持向上を両立させながら、土塁整備を進めていく必要があります。

④ 緑や環境の保全について

希少な動植物など、天然記念物の保存に向けては、それらが生育する環境の保存措置が重要となります。そのため、市内にある良好な森林、樹木、水辺環境等の保全を講じていく必要があります。

文化財の性質や状況に応じた保存措置を講じ、未来に伝えていく必要があります。

⑤ 文化財の性質に応じた保存について

文化財には多様な類型があり（第2章参照）、保存に当たっては、それぞれの類型に応じて、文献史学、考古学、民俗学、美術史、自然科学等の専門知識や技術に裏付けられた取扱いが求められます。

そのため、各文化財の性質に応じた管理はもとより、巡視、公有化、遺跡地図の更新等、個別の文化財の状況に応じた保存措置を講じていく必要があります。

特に、国指定等文化財については、保存活用計画<sup>4</sup>の作成が法制化されていますが、台渡里官衙遺跡群をはじめとする市所有・管理の文化財の計画が未作成であり、適宜作成していく必要があります。

⑥ 文化財の保管について

博物館資料、出土遺物、自治体史編さん資料、公文書は、本市の歴史文化を知る上で重要です。そのため、これらの文化財を適切に保管し、後世に伝える必要があります。

特に、博物館資料や出土遺物については、収蔵スペースの不足が全国的な課題となっており、本市においても同様の課題が生じています。そのため、収蔵施設の在り方の検討を進め、適切な保管環境を整えていく必要があります。

<sup>4</sup>保存活用計画：文化財保護法によって制度化された、個々の文化財の保存・活用を進めていくための指針となる基本的な計画です。国指定文化財及び登録文化財が作成の対象となり、文化財所有者又は管理者が作成し、国の認定を受けることができます。



文化財をデジタル上で保存し、市民に共有していく必要があります。

### ⑦ 文化財のDX<sup>5</sup>について

急速に進む社会のデジタル化は、文化財の保存・活用にも浸透しています。特に、三次元レーザ測量やフォトグラメトリ<sup>6</sup>は、高精細なデータ化が可能であるとともに、比較的短時間で作業できるなど、効率化にもつながることが期待されており、文化財分野での普及が進んでいます。本市においても、こうした新技術の導入に向けて研究・検討し、効率的で質の高い保存・活用を図っていく必要があります。

また、博物館資料のデジタルアーカイブ<sup>7</sup>化は、2023年（令和5）年4月に施行された改正博物館法<sup>8</sup>において、博物館が行う事業として新たに規定されました。デジタル化によって、資料の価値が公共に共有されることはもとより、管理面においても効率化が進み、災害時にも資料の被害状況を正確に把握できるなど、多くの効果が期待されています。

本市においても、博物館資料のデジタルアーカイブを推進し、誰もが資料を共有できる環境を構築していく必要があります。

強靱な文化財防災体制を市民協働により築き上げていく必要があります。

### ⑧ 文化財の防災について

近年各地で頻発する豪雨や地震等の大規模災害により、市民の生命や生活が脅かされる危機が身近になっています。本市においても、2019（令和元）年台風第19号によって那珂川水系が氾濫し、甚大な被害を及ぼしました。氾濫した地域に所在する古文書や民俗資料等も水損するなど、危機的状況が生じましたが、地域住民の協力のもと、茨城史料ネットや県立歴史館により救出され、保存措置が図られました。

ひとたび大規模災害が発生すると、人命はもとより、地域が培ってきた歴史をも一瞬にして失うおそれがあります。本市においても、災害から文化財を守る備えを平時から強化するとともに、災害発生時の文化財レスキュー体制を構築するなど、多角的な視点から文化財防災の対策を講じていく必要があります。

<sup>5</sup>DX：Digital Transformationの略です。デジタル技術を活用し、社会や生活をより良いものに変革することを意味しています。

<sup>6</sup>フォトグラメトリ：写真測量の一種で、デジタルカメラで被写体を様々な角度から撮影し、高精細な3次元モデルを作成する技法です。特別な機材を必要とせず、デジタルカメラとコンピュータ、プログラムをそろえるだけで3次元計測が可能であり、文化財分野で急速に普及しています。

<sup>7</sup>デジタルアーカイブ：博物館、図書館の収蔵資料等を電子的に記録し、インターネット等を通じて検索、参照、活用を可能にすることです。

<sup>8</sup>改正博物館法：2022（令和4）年4月8日に成立し、2023年（令和5）年4月1日に施行されました。単独改正としては70年ぶりとなります。博物館が行う事業として、同法第3条第1項の三に「博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること」が新たに加えられ、デジタルアーカイブの推進が法制化されました。



### コンクリート法枠に覆われた水戸城土塁

水戸城土塁は文化財であるとともに、崩壊の危険性のある急傾斜地でもあります。歴史的景観に配慮しながら、土塁を崩壊から守る措置を講じていく必要があります。

※写真:二の丸の復元土塀沿いの土塁

### 博物館資料の収蔵状況

博物館資料や出土遺物の保管スペース不足は全国的な課題で、本市においても同様です。適切な保管環境を整備していく必要があります。

※写真:市立博物館自然部門の収蔵庫



### フォトグラメトリによる文化財の計測

デジタル技術の進化に伴い、文化財を正確かつ効率的に記録化できる環境が整いつつあり、本市においても文化財のデジタル化を進めていく必要があります。

※写真:梵鐘の3D計測(制作:本間岳人)

### 水害による文化財の被災

災害で被災した文化財であっても、適切な処置を施せば後世に伝えていくことができます。そのため文化財防災体制をあらかじめ構築し、有事に備えていく必要があります。

※写真:洪水により水没した赤沼薬師堂(国田町)





### (3) 基本方針3「偕に生かす－活用－」に関する現状と課題

歴史的風致を生かしたまちづくりを長期的に進めていく必要があります。

#### ① 歴史的風致の維持・向上について

本市では、2009（平成21）年度に水戸市歴史的風致維持向上計画（第1期）を策定し、城下町・水戸としての良好な市街地環境の維持・向上を図るための施策を推進してきました。現在は第2期計画（→7ページ）に基づく施策を推進しています。

歴史的風致の維持・向上は、様々な施策を長期的に積み重ねることによって達成できる性格のものです。そのため、今後も同計画の進行管理のもと、息の長い取組により、天下の魁・水戸にふさわしい風格ある歴史まちづくりを推進していく必要があります。

楽しめる交流拠点づくりを進めていく必要があります。

#### ② 交流拠点づくりについて

水戸市第7次総合計画－みと魁・Nextプラン－では、都市空間整備計画の柱の一つに「楽しめる交流拠点づくり」を掲げ、水戸ならではの自然や歴史、芸術・文化、スポーツなど、様々な資源の魅力を高め、多くの人を楽しめる拠点づくりを進んでいるところです。

文化財の活用は、こうした交流拠点づくりを進める上で重要な役割を担っています。そのため、弘道館・水戸城跡周辺地区等の歴史的資源の集積エリアはもとより、台渡里官衙遺跡群など、市内に存する様々な文化財を市民協働により活用し、楽しめる交流拠点づくりを進めていく必要があります。

日本遺産を活用した地域の活性化を図る必要があります。

#### ③ 日本遺産の活用について

日本遺産は、我が国の文化・伝統を語るストーリーを国が認定し、活用を図る制度です。日本遺産に認定されると、地域に点在する文化財を「面」としてパッケージ化し、一体的な整備・活用を通して、戦略的・効果的に国内外に発信していくための様々な施策について、国の支援を受けながら推進することが可能となります。

本市においても、2015（平成27）年4月に、「近世日本の教育遺産群－学ぶ心・礼節の本源－」（第2章第3参照）が第1号に認定され、教育や観光等、様々な観点から活用事業に取り組み、日本遺産ブランドの活用を推進してきました。

一方で、「近世日本の教育遺産群－学ぶ心・礼節の本源－」は、水戸市、足利市、備前市及び日田市の複数市町村にまたがる広域のストーリー（シリアル型）であることから、単一



市町村のストーリー（地域型）に比べると実効性の高い活用策が限定されるなどのハードルがあり、市民との連携も構築中であるなどの課題もあります。

そのため、今後もこうした課題に向き合いながら、「日本遺産のあるまち」としての誇りと愛着を市民に持ってもらうとともに、誘客につながるよう、日本遺産ブランドの活用を強化していく必要があります。

**水戸の誇る多様な文化について、更なる活用を図る必要があります。**

#### ④ 水戸らしさを伝える文化財の活用について

第2章第2で掲げた本市の未指定文化財のうち、水戸黄門まつり、水戸の梅まつり、風土記の丘ふるさとまつり等の各種まつり、オセロ、花火等の生活文化、納豆、梅等の食文化、水府提灯、七面焼等の伝統工芸は、本市の産業、観光、文化交流、農業振興等において主力となる未指定文化財です。

これらの未指定文化財は、地域計画においてはじめて文化財として整理したことから、文化財としてどう活用するかは今後の課題と言えます。

そのため、水戸の歴史に裏打ちされたまつりや生活文化、食文化、伝統工芸に係る未指定文化財を「水戸らしさを伝える文化財」として位置付け、更なる活用を図っていく必要があります。

##### 「水戸らしさを伝える文化財」の例

【まつり】水戸黄門まつり、水戸の梅まつり、水戸のあじさいまつり、水戸の桜まつり、水戸の萩まつり、風土記の丘ふるさとまつり

【生活文化】オセロ、花火、<sup>せきしゅうりゅう</sup>石州流

【食文化】納豆、梅、吉原殿中、那珂川の鮭、あんこう料理、水戸藩らーめん、黄門料理、<sup>しょくさいろく</sup>食菜録のレシピ、ビスケット

【伝統工芸】水戸黒、七面焼、水府提灯、農人形、水戸彫、水戸の武道具、米粒人形、水戸金工、水戸拓、水戸やなかの桶、涸沼竿、水戸押絵

**博物館が集積する文化のまちとしての魅力を高めていく必要があります。**

#### ⑤ 博物館の活用について

第1章第2で掲げたように、本市は県内最多の22の博物館が集積している特色あるまちです。

こうした特色は、複数の博物館による連携によって、相乗効果を生み出しやすいという利



点があります。そのため、個別の博物館による展示の充実を図るとともに、複数館による連携も適宜図りながら、一層の活用を図っていく必要があります。

**戦争の記憶を継承し、平和の尊さを伝えていく必要があります。**

## ⑥ 平和事業について

本市は、近代に陸軍衛戍や満蒙開拓青少年義勇軍国内訓練所が設置され、多くの人々が海を渡って戦争に関わるとともに、水戸空襲によって市街地の大半が焼失するなど、アジア・太平洋戦争の深い爪痕を残すまちです。

本市では、こうした戦争の悲惨さを後世に伝えるため、戦争経験者による戦争語り部を中心に平和事業を進めてきました。しかし、戦後80年以上が経過し、戦争経験者の記憶が加速度的に失われつつあり、戦争経験者を中心とした平和事業の転換が求められています。

そのため、戦争経験者のアーカイブや戦後世代による語り手の育成など、戦争の記憶を継承する事業を展開し、恒久的に平和の尊さを伝えていく必要があります。



### 史跡を活用した地域主催イベント

台渡里官衙遺跡群等の文化財について、市民との協働により、多くの人々が楽しめる交流拠点となるよう活用していく必要があります。

※写真:だいわたり盆踊りまつり(2024(令和6)年開催/渡里町)

### 水戸らしさを伝える文化財の活用

納豆など、水戸の歴史に裏打ちされたものを「水戸らしさを伝える文化財」とし、活用していく必要があります。

※写真:水戸納豆(右上は納豆のまち・水戸ロゴマーク)



岡田志朗さん

焼夷弾の中の油がね、火がついて、それが一面に散らばるわけですね。

### 戦争の記憶の映像化

戦争経験者は年々高齢化しています。戦争の悲惨さ、平和の尊さを伝えるため、戦争の記憶の継承に向けた措置を講じていく必要があります。

※写真:戦争経験者の講演(わたしは戦争を忘れない)



(4) 基本方針4「偕に育てる一人づくり」に関する現状と課題

郷土愛の醸成を図る機会を提供していく必要があります。

① 子育て、学校教育について

水戸市第7次総合計画－みと魁・Nextプラン－では、将来都市像を実現するための施策の大綱の一つに「まち全体で「こどもたちを育むみと」」を掲げ、子育てや教育に係る施策に注力しています。

こどもが文化財や博物館に親しむことは、水戸を愛し、世界で活躍できる人材の育成につながっていく上で有効です。そのため、水戸スタイルの教育や体験型教育の充実など、郷土愛の醸成を図る機会を提供していく必要があります。

文化財を生かした学びの機会を提供するとともに、文化財の担い手を確保していく必要があります。

② 生涯学習について

本市は1999（平成11）年11月に生涯学習都市宣言を掲げ、「郷土を守り育てるために、みんなで学び合い、その成果を家庭・学校・地域にいかし、お互いに支え合い、活力と魅力にあふれた高い文化のまちづくりをめざします」と謳いました。

文化財を生かした講座や博物館での展覧会は、市民ニーズが高く、市民の学ぶ意欲や楽しみたい気持ちを叶える重要な機会です。

そのため、誰もが豊かさや生きがいを感じられるよう、市民協働により文化財を生かした生涯学習を促進していく必要があります。

③ 担い手の確保について

現在、全国規模で少子化に伴う人口減少や高齢化が進行する中、無形文化財、無形の民俗文化財等の伝統芸能の担い手の高齢化や後継者不足は大きな課題となっています。

本市においても、民俗芸能団体への補助金交付や発表機会の提供、学校での伝統芸能の練習など、伝統芸能の継承支援を行ってきましたが、より深刻化する課題に対し支援を充実させ、本市ならではの伝統芸能を担う人材の確保に努めていく必要があります。



#### 学校における伝統芸能の継承

下大野小学校では、授業の中で県指定文化財「大野みろくばやし」を練習しています。このように児童・生徒が文化財に触れる機会を充実させていく必要があります。

※写真:大野みろくばやしの授業(下大野小学校)

#### 生涯学習による文化財の活用

生涯学習において、歴史や文化財は需要の高い分野であり、こうしたニーズを生かした生涯学習を推進していく必要があります。

※写真:生涯学習サポーター主催の歴史街歩き



### (5) 基本方針5「偕に歩む－推進体制－」に関する現状と課題

文化財の諸施策を適切に推進する体制を維持していく必要があります。

#### ① 推進体制の維持について

文化財の取り扱いには、歴史学、考古学、民俗学、美術史、自然科学等の専門的知識が必要となります。そのため、保存・活用に際しても、こうした知識や技術を要する場合が多く、外部からのチェック機能と、専門知識や技術を持つ職員の配置が欠かせません。

そのため、文化財保護審議会をはじめとする法定の附属機関や協議会、史跡等整備検討専門委員等の専門委員から指導・助言を適宜得るとともに、文化財主事や学芸員など、各分野の専門知識や技術を有する職員を適切に配置し、施策を推進していく必要があります。

#### ② 施設の管理について

本市では、博物館ごとに施設長寿命化計画を策定し、維持管理に努めているところですが、市立博物館は開館から46年、埋蔵文化財センターは開館から35年が経ち、経年による施設の老朽化が目立ってきています。

今後、施設の老朽化等が原因で、所蔵資料が万一にも劣化しないよう、中長期的視点に立ち、施設の在り方の検討を含めた適切な維持管理に努めていく必要があります。



地域総がかりで文化財を保存・活用していく体制を充実させていく必要があります。

### ③ 地域との協働について

文化財は、長い年月をかけて地域で生まれ、愛され、守り伝えられてきました。文化財は本質的に地域のものであり、地域が行政とともに主体的に文化財に向き合うことで、持続可能な保存・活用が実現できます。

地域計画は、こうした市民協働による地域総がかりの文化財の保存・活用を強く打ち出した計画であることから、計画の推進に際しては、市民、文化財関連団体、市民活動団体、企業・学校等との連携を一層充実させ、行政主導の保存・活用から市民協働の保存・活用へとシフトチェンジを図っていく必要があります。

さらに、文化財所有者等による維持管理の負担を軽減するため、支援を継続していく必要があります。

文化財の保存・活用のための多様な資金調達に努めていく必要があります。

### ④ 財源の確保について

文化財は、往時の姿のまま後世に伝えていくことが望ましいとされる場合が多く、そうした文化財を修復・復元をする場合は、外観はもとより材質や工法まで、適切な時代考証に基づいて行う必要があります。そのため、多額の費用を要することが多く、財源確保が課題となっています。

近年は、ふるさと納税やクラウドファンディングなど、事業に賛同する民間から資金を募る取組が進んでいることから、本市においてもこうした制度を積極的に活用し、本市の健全な財政運営の堅持に寄与しながら、地域計画の諸施策を着実に進めていく必要があります。



## 2 文化財の保存・活用に関する基本施策<sup>1</sup>

1で掲げた現状と課題を踏まえ、それに対応した19の基本施策を定めます。

### (1) 基本方針1「偕に知る－調査・研究・発信－」に関する基本施策

#### ■基本施策1-1 文化財の調査・研究と価値の発信



未指定文化財、民間所在資料、市内遺跡、博物館資料、ヒカリモ、自然環境など、様々な文化財の調査・研究を推進します。

#### ■基本施策1-2 近世日本の教育遺産群の調査・研究



近世日本の教育遺産群の世界遺産登録に向け、関係自治体との教育遺産群世界遺産登録推進協議会を通じた調査・研究・発信を推進します。

#### ■基本施策1-3 効果的な文化財の情報発信



ホームページ、SNS、全国データベースシステム等のWEBを通じた情報発信を推進するとともに、講演会の開催、説明板の設置及び多言語化を推進します。

### (2) 基本方針2「偕に守る－保存－」に関する基本施策

#### ■基本施策2-1 文化財指定等による保存の充実



市指定文化財、市地域文化財、登録文化財、関連する制度等、個別の文化財に応じた指定等を推進します。

#### ■基本施策2-2 歴史・自然景観の保全・形成



風致地区や景観ガイドライン等による規制や誘導等を適切に推進するとともに、水戸城土塁（法面）を整備します。また、森林や水辺環境等の保全・形成を推進します。

#### ■基本施策2-3 文化財の性質に応じた多様な保存措置



指定等文化財や埋蔵文化財包蔵地、博物館資料、出土遺物、公文書など、個別の文化財の性格に応じた保存に係る措置を推進します。

#### ■基本施策2-4 デジタル技術による文化財の保存



三次元レーザ測量やフォトグラメトリ等の新技術を応用するなど、文化財のDX化を推進するとともに、博物館資料のデジタルアーカイブシステムを構築します。

<sup>1</sup>基本施策：文化庁作成「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」（2025（令和7）年3月更新）に規定されている「方針」に相当します。



### ■基本施策2-5 文化財の防犯・防災体制の強化



文化財防災マニュアルやレスキューリストを策定するとともに、災害発生時の文化財レスキュー体制を構築するなど、文化財の防犯・防災を推進します。

## (3) 基本方針3「偕に生かす－活用－」に関する基本施策

### ■基本施策3-1 水戸ならではの歴史まちづくりの推進



水戸市歴史的風致維持向上計画（第2期）に基づき、歴史的風致の維持向上に係る施策を推進するとともに、適切な進行管理を行います。また、第3期計画の策定を行います。

### ■基本施策3-2 文化財を生かした交流拠点づくり



弘道館・水戸城跡周辺地区、偕楽園・千波湖周辺地区、保和苑周辺地区、備前堀周辺地区、歴史公園・史跡・建造物等において、文化財を活用した施策を推進します。

### ■基本施策3-3 日本遺産を生かした魅力発信



教育、観光、産業等の振興によって地域が活性化するよう、日本遺産「近世日本の教育遺産群－学ぶ心・礼節の本源－」を生かした施策を推進します。

### ■基本施策3-4 水戸らしさを伝える文化財の活用



水戸の歴史に裏打ちされたまつり、生活文化、食文化及び伝統工芸を「水戸らしさを伝える文化財」（→112ページ）と位置付け、活用に係る施策を推進します。

### ■基本施策3-5 博物館活動の推進



市立博物館、埋蔵文化財センター、内原郷土史義勇軍資料館、水戸芸術館、植物園等の博物館において、展覧会やイベント等の実施を通じた魅力ある活動を推進します。

### ■基本施策3-6 歴史を生かした平和事業の推進



平和記念館の展示の充実を図るとともに、ぴ〜すプロジェクト、「わたしは戦争を忘れない」を開催します。また、戦争経験者のアーカイブ化や次世代の語り部の育成を推進します。

## (4) 基本方針4「偕に育てる－人づくり－」に関する基本施策

### ■基本施策4-1 文化財を生かした子育て、学校教育の推進



水戸スタイルの教育や、市立博物館・埋蔵文化財センターにおける体験活動など、こどもが文化財を学び、親しめる施策を推進します。



## ■基本施策4-2 文化財を生かした生涯学習の推進



文化財を活用した生涯学習活動を市民協働により推進するとともに、伝統芸能等の担い手の確保に向けた施策を推進します。また、図書、資料の充実を推進します。

### (5) 基本方針5「偕に歩む－推進体制－」に関する基本施策

## ■基本施策5-1 文化財の適切な推進体制の充実



附属機関等や専門委員による審議、指導・助言に基づき施策の推進を図るとともに、文化財主事や学芸員を適切に配置します。また、博物館施設を適切に維持管理します。

## ■基本施策5-2 地域と協働した推進体制の充実



文化財関連団体、市民活動団体、企業・学校等と連携し、地域総がかりの保存・活用体制の充実を図ります。また、文化財所有者への支援を推進します。

## ■基本施策5-3 保存・活用のための財源確保



グッズの制作・販売、基金運用、ふるさと納税やクラウドファンディングの活用等、様々な角度から、文化財保存・活用に係る財源の確保に努めます。



### 3 施策の体系

地域計画の将来像、基本方針、基本施策の体系図は次のとおりです。

